

着地型周遊ツアー造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内観光事業者等の行う周遊観光ツアー催行に係るバス等の運行経費や広報経費に対し、予算の範囲内で着地型周遊ツアー造成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助対象者は、旅行業法第3条の規定に基づく旅行業の登録を受けた旅行者等とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 県税に未納がある者
- (3) その他知事が適当でないと認める者

3 第1項の規定に関わらず、次に掲げる事業を行う場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教もしくは政治的目的のための活動と認められる事業
- (2) 公序良俗に反する事業

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は、第2第1項に規定する補助対象事業者が行う道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業であって、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 主要駅や宿泊施設が多く集まる地点等を起点に、バス等により長野県内の複数の観光地を巡る県内発着のツアーであること。
- (2) 新規もしくは既存のツアーの行程の一部を変更した上で催行するツアーであること。
- (3) 募集型企画商品であること。
- (4) 地方自治体、DMO及び観光協会等と意見交換・調整を行った上で実施する企画であること。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4 補助対象者が行う補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）の区分、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 消費税、地方消費税及び振込手数料は補助対象経費に算入しない。

4 補助金の申請については一つの企画につき1回の申請とし、事業者による複数回の補助金の申請は妨げないものとする。

(交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、着地型周遊ツアー

一造成支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、知事が定める期限までに提出しなければならない。

（交付決定）

第 6 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、交付を決定し、交付申請者に通知する。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 7 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に着地型周遊ツアー造成支援事業補助金交付申請取下書（様式第 2 号）の提出をもって知事に申し出ることができる。

（変更承認申請等）

第 8 補助事業者は、補助対象事業に要する経費の配分、補助事業の内容又は補助金の額の変更を行う場合は、着地型周遊ツアー造成支援事業補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を提出して、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のすべてに該当する場合は、この限りではない。

(1) 変更内容が次に掲げるとおり軽微であるとき

ア 補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費総額に変更がない又は20%未満の増額又は減額であるとき（補助金の額の増額を伴わないものに限る。）

(3) 補助対象経費を新たに追加するものでないとき

(4) 補助対象経費の配分の変更後、いずれの経費も20%未満の変更であるとき

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ着地型周遊ツアー造成支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 9 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の 3 月 1 日のいずれか早い日までに着地型周遊ツアー造成支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第10 知事は、第 9 の報告を受けた場合、書類審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第11 第10の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、着地型周遊ツアー造成支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、第6の交付決定を行った後において、補助事業の遂行に必要と認められるときは、概算払をすることができる。

3 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、着地型周遊ツアー造成支援事業補助金概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12 知事は、第8第2項による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、この本要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の処分・指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に対して不正、怠慢及びその他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、法令に違反した場合

2 知事は、前項による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる。

(補助事業の経理)

第13 補助事業者は、補助事業の帳簿及び全ての証拠書類を整備するとともに、他の経理と区分して経理することで常にその収支を明らかにし、事業完了日（又は中止若しくは廃止の承認を受けた日）の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第14 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合に

は、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第15 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（宿泊税活用事業であることの表示）

第16 補助事業者は、補助事業により実施した事業には、活用事業に係るロゴマーク等の表示要領（令和8年3月27日）に定めるところにより、長野県宿泊税活用事業であることの表示を行うこととする。

（雑則）

第17 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から適用する。

別表 1（第 4 関係）

補助の対象		補助率	補助上限額
補助事業	補助対象経費		
① バス等 運行経費	ツアー催行に伴い発生するバス等の運航に係る経費 (バス等借上げ費、バス等運行に係る人件費、交通 費、燃料費 等)	1 / 2 国又は（公社、公団、公 庫等の）政府関係機関の 補助金等の交付を受けた 又は受ける予定の事業 は、補助金等相当額を控 除した額の 1 / 2 以内	200 万円
② ツアー 広報経費	旅行商品の販売促進費用 (印刷製本費、広告掲載料、WEB コンテンツ制作費、 ノベルティ制作費 等)	3 / 4 国又は（公社、公団、公 庫等の）政府関係機関の 補助金等の交付を受けた 又は受ける予定の事業 は、補助金等相当額を控 除した額の 3 / 4 以内	75 万円

※ 1 企画あたりの上限額 275 万円

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。